平成２３年（フ）第１２０号
香川県善通寺市上吉田町７丁目３番27号　サンパティークＢ103
債務者　小川真由美
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第１２４号
香川県綾歌郡宇多津町1682番地47
債務者　兒玉佐江子
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第６４号
福岡県柳川市間109番地10
債務者　古賀　政子
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第４１９号
北九州市戸畑区千防３丁目６番26号
債務者　上大川久子
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４０２号
鹿児島県鹿児島市三和町49番８号　永田アパート201号
債務者　稲垣　榮彦
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４１７号
鹿児島県鹿児島市中山町5229番地　ＯＶＡＬ201号
債務者　柏木　淑花
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４２４号
鹿児島県鹿児島市田上６丁目18番15号　中園荘103号
債務者　相良　重文
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４２７号
鹿児島県鹿児島市東俣町1910番地
債務者　井上　　学
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４６５号
静岡県磐田市明ケ島522番地２
債務者　川島　まさ
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２２６号
釧路市光陽町４番２号
債務者　石田　紫華
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月30日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２５４号
北海道釧路郡釧路町若葉４丁目35番地　ハイブリッチ101
債務者　枇杷木幹夫
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月30日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２５９号
北海道川上郡標茶町川上５丁目34番地
債務者　佐藤　輝代
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月30日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２８１号
岡山市北区伊島町３丁目２番３－２号　コーポ秋熊Ｂ205号
債務者　三山　道彦
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３７０号
岡山市北区大窪770番地144、旧住所岡山市北区尾上658番地３
債務者　北畠　　卓
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３７１号
岡山市北区大窪770番地144、旧住所兵庫県姫路市勝原区宮田126番地８
債務者　北畠ユミ子
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４５４号
岡山市中区旭東町３丁目１番３号
債務者　髙取　　惠
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部